

国別情報整理シート(暫定版)
(日本)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990年	1991-1995年	1996-2000年	2001-2005年	2006-2010年	合計
生体牛の輸入	輸入実績	英国	28	0	0	0	0	28
		欧州(中程度汚染国)	0	16	8	0	0	24
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0
		米国	26,909	6,291	2,645	598	0	36,443
		カナダ	3,678	1,342	1,412	282	0	6,714
		その他	8,633	1,011	968	1	0	10,613
		合計	39,248	8,660	5,033	881	0	53,822
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他						
	厚生労働省追加提出資料: 農林水産省「動物検疫年報」 注1: 地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。							
肉骨粉(MBM)等の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0
		欧州(中程度汚染国)	661	88	53,436	1,797	0	55,982
		欧州(低汚染国)	0	0	26,387	4,554	0	30,941
		米国	91,113	84,913	87,254	5,573	0	268,853
		カナダ	11,895	3,565	4,895	638	0	20,993
		その他	70,931	60,592	77,647	67,156	0	276,326
		合計	174,600	149,158	249,619	79,718	0	653,095
	暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他						
	厚生労働省追加提出資料: 財務省「日本貿易月表」、「貿易統計」 注1: 本実績値は、肉骨粉以外のものを含む。肉又はくず肉及びミール並びに獣脂かす(税関コード「23.01-290」: ~1987; 「2301.10-090」: 1988~)の輸入実績を転記。本HSコードの対象品目の1つとして、肉骨粉が含まれる。 注2: 国ごとの輸入実績が1トン未満の場合は、0トンとして扱う。 注3: 地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。							
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国	0	10	67	153	33	262
		欧州(中程度汚染国)	490	56	1,287	1	0	1,834
		欧州(低汚染国)	397	0	0	0	0	397
		米国	233,682	230,369	195,083	113,142	65,202	837,477
		カナダ	232,180	229,595	242,836	238,771	229,953	1,173,335
		その他	50,722	82	1,774	2,721	14	55,313
		合計	517,471	460,111	441,047	354,788	295,201	2,068,618
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他						
	厚生労働省追加提出資料 注1: 数値は以下のものの合計値である(1985-87年は、1988年以降とHSコードが異なる。) 1985-1987年 HS1502110(85-87): 牛脂(飼料用のもの)、HS1502190(85-87): 牛脂(その他のもの)、HS1502200(85-87): 牛、羊又はやぎの脂肪(溶出し又は溶剤により抽出していないもの、羊脂及びやぎ脂) HS1503000(85-87): ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロー油、HS1512000(85-87): 動物性又は植物性の油脂(水素添加をしたもの及びその他の処理により固化し又は硬化したもの) 1988年以降 1502.00-01: 飼料用牛脂(Beef Tallow for feeding purposes)(1503.00-000を除く)、1502.00-019: その他の牛脂(Beef Tallow for nes.)(1503.00-000を除く)、1502.00-090: 羊又はやぎの脂肪(1503.00-000を除く) 1503.00-000: ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をしていないものに限る。) 1516.10-000: 動物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。) 注2: 地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。							
その他の	情報無し							
遵守状況等	輸入規制の概要	英国については1996年以降、その他のEU諸国等(英国以外の加盟国、スイス及びリヒテンシュタイン)については2001年以降、牛の輸入を停止している。まためん羊及び山羊については2001年4月以降輸入を停止している。 その他の国についても、BSEの国内発生事例が確認された国からの牛、めん羊及び山羊の輸入を直ちに停止している。 なお、家畜の輸入に関しては、輸出国政府機関と日本の家畜衛生当局の間で輸入条件(家畜衛生条件)の取り決めがなされたもの以外の輸入は認められていない。 2001年10月4日以降、飼料及び肥料並びにこれらに転用される恐れのある肉骨粉等の輸入が停止されている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))						

国内安定性	飼料規制の概要 ・遵守状況等	飼料規制	<p>1996年 4月 反すう動物の肉骨粉等の反すう動物用飼料への使用停止（行政通知）。</p> <p>2001年 9月10日 BSE感染牛(1例目)確認。</p> <p>9月18日 牛用飼料に反すう動物由来たん白質(乳及び乳製品、皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを除く)の使用禁止(法令)。</p> <p>10月 全ての国から飼料原料として利用の可能性がある肉骨粉等の輸入を停止(法令)。</p> <p>一時的に、全ての家畜用飼料に動物由来たん白質(ただし、乳及び乳製品、卵及び卵製品、農林水産大臣が確認した工場から製造されるゼラチン及びコラーゲンについては除く。)の使用を禁止(飼料規制強化)。</p> <p>その後、全ての動物由来たん白質の反すう動物用飼料への使用禁止、反すう動物由来たん白質の全ての家畜用飼料への使用禁止を維持しつつ、国内の豚肉骨粉、チキンミール等を反すう動物以外の家畜用飼料に利用 することに関して、科学的知見に基づき規制の見直しを実施。</p> <p>2003年 6月 配合飼料製造工場において、反すう動物用飼料及びそれ以外の家畜用飼料の製造工程の分離を公布、2005年まで暫定措置を適用(法令)。</p> <p>2005年 4月 全ての飼料製造工場において製造工程の分離が終了。</p> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																																																										
		飼料給与方法	<p>・牛用飼料には、植物由来の原料が使用され、動物由来の原料は殆ど使用されない。脱脂粉乳、濃縮ホエイたん白及びカゼインなどの乳製品、鶏卵製品などが代用乳の主要たん白として、ほ乳期子牛にのみ使用されている。</p> <p>・育成期や肥育期ではペレット・フレークタイプやバルキータイプが多く、ほ乳期では代用乳が主流となる。</p> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																																																										
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>2010年度</td> </tr> <tr> <td>調査対象牛飼養農家戸数(シェア)</td> <td>1,500(100%)</td> </tr> <tr> <td>うち牛のみ飼育戸数(シェア)</td> <td>1,466(97.7%)</td> </tr> <tr> <td>うち豚と混合飼養戸数(シェア)</td> <td>5(0.3%)</td> </tr> <tr> <td>うち鶏と混合飼育戸数(シェア)</td> <td>28(1.9%)</td> </tr> <tr> <td>うち鶏及び豚と混合飼育(シェア)</td> <td>1(0.1%)</td> </tr> </table> <p>注:飼料の使用に係る法令の遵守状況の指導のために、一部畜産農家に対して実施している巡回指導で得られた結果(抽出データ)を示す。 (厚生労働省追加提出資料)</p>		2010年度	調査対象牛飼養農家戸数(シェア)	1,500(100%)	うち牛のみ飼育戸数(シェア)	1,466(97.7%)	うち豚と混合飼養戸数(シェア)	5(0.3%)	うち鶏と混合飼育戸数(シェア)	28(1.9%)	うち鶏及び豚と混合飼育(シェア)	1(0.1%)																																														
			2010年度																																																										
		調査対象牛飼養農家戸数(シェア)	1,500(100%)																																																										
		うち牛のみ飼育戸数(シェア)	1,466(97.7%)																																																										
		うち豚と混合飼養戸数(シェア)	5(0.3%)																																																										
うち鶏と混合飼育戸数(シェア)	28(1.9%)																																																												
うち鶏及び豚と混合飼育(シェア)	1(0.1%)																																																												
飼料製造施設	<p>製造工程の分離の年度推移</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>2001年</td> <td>2002年</td> <td>2003年</td> <td>2004年</td> <td>2005年</td> <td>2006年</td> <td>2007年</td> </tr> <tr> <td>承認配合飼料工場数</td> <td>148</td> <td>146</td> <td>142</td> <td>138</td> <td>139</td> <td>135</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>うち牛用飼料専用工場数</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>うち牛専用以外の工場数</td> <td>115</td> <td>111</td> <td>97</td> <td>92</td> <td>93</td> <td>89</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>工程の分離率</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))。</p>	年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	承認配合飼料工場数	148	146	142	138	139	135	138	うち牛用飼料専用工場数	33	35	45	46	46	46	51	うち牛専用以外の工場数	115	111	97	92	93	89	87	工程の分離率	不明	不明	不明	不明	100	100	100																				
年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																						
承認配合飼料工場数	148	146	142	138	139	135	138																																																						
うち牛用飼料専用工場数	33	35	45	46	46	46	51																																																						
うち牛専用以外の工場数	115	111	97	92	93	89	87																																																						
工程の分離率	不明	不明	不明	不明	100	100	100																																																						
飼料給与に関する規制の遵守状況	<p>農林水産省の地方事務所では、牛飼養農家における飼料規制の遵守状況を含む飼料の使用実態を調査している。2005年度は1001戸、2006年度は1500戸、2007年度は1497戸、2008年度は1510戸、2009年度は1500戸、2010年度は1500戸を調査した結果、禁止されている動物性たん白質を含む飼料等を給与している事例は無かった。</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html)) (農林水産省提供資料国内1-5)</p>																																																												
飼料製造・流通に関する規制の遵守状況	<p>製造段階では、独立行政法人 農林水産省消費安全技術センター(以下「FAMIC」という)及び都道府県が検査・指導を実施している。不適合件数は以下のとおり。内容は帳簿不備や表示不備が多く、これらの事例については、改善指導をおこなっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>2006年</td> <td>2007年</td> <td>2008年</td> <td>2009年</td> <td>2010年</td> </tr> <tr> <td>検査指導件数</td> <td>759</td> <td>569</td> <td>616</td> <td>524</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td>不適合件数</td> <td>18</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>販売段階では、都道府県が検査・指導を実施している。不適合件数は以下のとおり。内容は帳簿不備や交差汚染防止不備が多く、これらの事例については、改善指導をおこなっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>2006年</td> <td>2007年</td> <td>2008年</td> <td>2009年</td> <td>2010年</td> </tr> <tr> <td>検査指導件数</td> <td>1467</td> <td>675</td> <td>533</td> <td>647</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>不適合件数</td> <td>7</td> <td>42</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>(農林水産省提供資料国内1~6)</p>	年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	検査指導件数	759	569	616	524	464	不適合件数	18	9	18	13	4	年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	検査指導件数	1467	675	533	647	604	不適合件数	7	42	29	14	25																								
年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																								
検査指導件数	759	569	616	524	464																																																								
不適合件数	18	9	18	13	4																																																								
年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																								
検査指導件数	1467	675	533	647	604																																																								
不適合件数	7	42	29	14	25																																																								
飼料サンプリング	<p>・FAMIC及び都道府県の飼料検査職員は、立入検査先において、関係書類の確認、製造工程の査察、作業従事者から聴取を行い、必要な場合には定められたサンプリング方法に従って、試料を無償で採取する。</p> <p>・試料は、反すう動物由来たん白質、その他の動物性たん白質の混入の有無を検査するために、顕微鏡鑑定、ELISA法及びPCR法に供される。</p> <p>【検査試料数(国内製造飼料)及び違反試料数】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2001年</td> <td>2002年</td> <td>2003年</td> <td>2004年</td> <td>2005年</td> <td>2006年</td> <td>2007年</td> <td>2008年</td> <td>2009年</td> </tr> <tr> <td>輸入飼料(FAMIC)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>43</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>違反数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国産飼料(FAMIC)</td> <td>527</td> <td>536</td> <td>530</td> <td>557</td> <td>603</td> <td>427</td> <td>532</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(都道府県)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>329</td> <td>272</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html)) (農林水産省提供資料国内1-5)</p> <p>【飼料規制違反(2001年度～2007年度)】14事例 7事例…豚・鶏用飼料に用いるチキンオイルなどの動物性油脂中の不溶性不純物の基準値(0.15%)の超過 1事例…牛用飼料に用いることができる動物性油脂中の不溶性不純物の基準値(0.02%)の超過 1事例…牛用配合飼料に家さん由来たん白質の混入(反すう動物用飼料の製造工程を他の家畜用飼料の工程と物理的に分離することを法令化する前の違反) 5事例…牛用配合飼料に魚由来たん白質が混入したもの いずれの事例でも、農林水産省及びFAMICの指示・指導により、各工場では速やかに改善措置が講じられた。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	輸入飼料(FAMIC)	-	-	-	-	35	43	31	33	31	違反数					0	0	0	0	0	国産飼料(FAMIC)	527	536	530	557	603	427	532			(都道府県)	-	-	-	-	329	272	240			違反数	0	4	0	3	4	3	0		
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																				
輸入飼料(FAMIC)	-	-	-	-	35	43	31	33	31																																																				
違反数					0	0	0	0	0																																																				
国産飼料(FAMIC)	527	536	530	557	603	427	532																																																						
(都道府県)	-	-	-	-	329	272	240																																																						
違反数	0	4	0	3	4	3	0																																																						
牛由来の肉骨粉を給与されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について	<p>・1996年4月に行政通知による飼料給与停止を行ったが、2001年9月の全飼育農家への立ち入り調査では、自家配合等により農家で肉骨粉を給与したものが165戸(5,129頭)あった(米加評価書)。</p> <p>・2001年10月以降は、全ての国から飼料原料として利用される反すう動物の肉骨粉等を輸入禁止し、国内で製造されたものは焼却処分されているため、反すう動物由来の肉骨粉は国内に流通していない。</p> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																																																												

国内安定性	レンダリングの実施状況	レンダリング事業者数・生産量	<p>反すう動物を処理しているレンダリング事業者… 69事業者(2008年7月時点) 生産された肉骨粉はセメント工場でセメント加工に利用されるか、廃棄物処理場等で焼却される等適正に処分されている。</p> <p>【反すう動物の肉骨粉及びこれを含む豚肉骨粉等の焼却量】</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>焼却量(t)</th> </tr> <tr> <td>2001^{*1}</td> <td>47,626</td> </tr> <tr> <td>2002^{*2}</td> <td>238,364</td> </tr> <tr> <td>2003^{*2}</td> <td>311,122</td> </tr> <tr> <td>2004</td> <td>189,851</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>168,206</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>138,684</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>124,457</td> </tr> </table> <p>*1 2001年9月～2002年3月の焼却量 *2 在庫として保管していた肉骨粉等を含む。</p> <p>2002年と2003年は、それまでに関係業者が在庫として保管していた肉骨粉等を焼却したため、焼却量が多くなっている。 その後、反すう動物のと畜工程やレンダリング処理工程から分離した工程で製造される豚肉骨粉は、豚、鶏用飼料原料として使用が再開されたため、焼却量が順次減少した。2007年の12.4万tは主に反すう動物の肉骨粉量と推定される。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>	年度	焼却量(t)	2001 ^{*1}	47,626	2002 ^{*2}	238,364	2003 ^{*2}	311,122	2004	189,851	2005	168,206	2006	138,684	2007	124,457
		年度	焼却量(t)																
		2001 ^{*1}	47,626																
		2002 ^{*2}	238,364																
	2003 ^{*2}	311,122																	
	2004	189,851																	
	2005	168,206																	
	2006	138,684																	
	2007	124,457																	
	レンダリング処理方法	<p>・一般的には、レンダリング処理方法は、クッカーの形式により乾式方式(間接加熱のみで処理する方法)と湿式方式(間接加熱の他、生蒸気を加え低温で処理する方法。)に分類される。さらに、原料の投入方法の違いから、バッチ式(原料が半製品になるまで次の原料を投入できない工程)及び連続式(原料の連続投入が可能な工程)に分けられる。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																	
交差汚染防止対策	<p>・飼料安全法第3条及び第4条の規定に基づき、反すう動物以外の豚及び鶏等のレンダリング処理工程は、反すう動物のレンダリング処理工程から完全に分離することが義務付けられている。 ・日本では、農林水産大臣の適合確認を得ているレンダリング工場から製造された豚肉骨粉、チキンミールやフェザーミールは、反すう動物以外の家畜用飼料に利用が可能である。 ・なお、レンダリング工程の分離には、施設の改造を伴い工場の整備に時間を要したことから、家きんの処理工程は2001年11月から、豚の処理工程は2005年4月から段階的に施行された。 ・2005年3月までは、反すう動物の工程と分離されていなかったことから、豚肉骨粉の使用は、全ての家畜用飼料に対して禁止されていた。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																		
レンダリング規制	<p>・レンダリング処理条件は、反すう動物の肉骨粉の全ての家畜用飼料への使用を禁止しているため飼料安全法では規制していない。 ・反すう動物の肉骨粉は全ての家畜用飼料に使用が禁止されており、かつ、反すう動物のレンダリング処理工程は豚及び鶏の処理工程から物理的に分離されていることから、仮に、反すう動物の処理工程に感染牛やSRMが存在していたとしても、異常プリオンが飼料製造工程に混入することはあり得ない。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																		
SRMの利用実態等	SRMの定義	<p>・2001年10月にと畜場法施行規則が改正され、すべての牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位)についてと畜解体時に除去、焼却することが義務付けられた。 (厚生労働省提出資料1-16)(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p> <p>・2002年6月に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法においても、同部位が特定部位として規定された。 (厚生労働省提出資料1-6)(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p> <p>・2004年1月に食品、添加物等の規格基準が一部改正され、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛の肉を直接一般消費者に販売する場合は、せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)の除去が義務付けられた (厚労提出資料1-19)。</p>																	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態																		
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法	<p>特定危険部位は800℃以上で完全な焼却を行う。 (厚生労働省提出資料1-16)</p>																	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況	<p>めん羊(1999年1月～2011年6月) 1999年1戸1頭、2001年1戸1頭、2003年1戸3頭、2005年1戸1頭、2011年2戸2頭。 山羊(2007年10月～2011年6月)無し。 鹿 報告なし。 (動物衛生研究所 家畜伝染病発生情報データベース (http://kdh.dc.affrc.go.jp/kdh/find.php)、伝達性海綿状脳症・発生情報(2004年以前)(http://www.niah.affrc.go.jp/disease/fact/fact-old-data/15-old-data.htm))</p>																	
	国内防疫規制	<p>・スクレイビーについては、疫学的に本病の発生と関係のある農場及び輸入めん羊を飼養する農場の家畜飼養者を中心として、本病の早期発見のための病原体の特性についての啓発と立入検査による本病の清浄度の検査を中心とした伝播の防止に重点を置いて防疫措置を講ずる必要がある。 ・本病を疑う症状を認めた場合は速やかに最寄りの家畜保健衛生所へ通報するよう家畜飼養者を指導することが必要である。 ・本病の既発生農場及びそれらと疫学的に関連のある農場並びに輸入めん羊の飼養農場について、家畜伝染病予防法第5条若しくは法第51条の規定に基づく立入検査を定期的に行い、清浄度を確認していく必要がある。 ・症状、親子若しくは兄弟等疫学的関連等から本病の罹患が疑われるめん羊が発見された場合は、家畜伝染病予防法第14条第1項の規定に基づく隔離の徹底を図るとともに、法第17条の規定に基づく殺処分を実施する必要がある。当該めん羊を飼養していた畜舎等については、2%次亜塩素酸液等で消毒するよう家畜飼養者を指導することが必要である。また、速やかに発生めん羊についての疫学調査を実施し、関係県に連絡することが重要である。 ・本病に罹患しためん羊の殺処分は、焼却施設のある家畜保健衛生所の病性鑑定施設で実施する。 (家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知))</p>																	

サ ー ベ イ ラ ン ス に よ る 検 証	母集団の構造	<p>乳用牛の年齢別総飼養頭数 総数 1,467,000頭 (2歳以下 709,600頭 3～8歳 711,400頭 9歳以上 46,400頭)</p> <p>肉用牛の飼養頭数 肉用種めす 総数 1,205,000頭 (1歳未満 233,000頭 1歳 258,100頭 2歳以上 714,200頭)</p> <p>肉用種おす 総数 662,600頭 (1歳未満 253,900頭 1歳 289,900頭 2歳以上 118,700頭)</p> <p>乳用種(ホルスタイン種他及び交雑種) 894,800頭</p> <p>肉用種の子取り用めす牛年齢別飼養頭数 総数 667,900頭 (1歳未満 31,500頭 1歳 61,800頭 2歳 61,700 3歳以上 512,900頭) (2011年2月1日現在)</p> <p>(畜産統計 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/pdf/tikusan_11.pdf))</p>																													
	実施対象及び実施範囲	<p>と畜場でと畜解体されるすべての牛及び24か月齢以上のすべての死亡牛についてBSE検査を実施。</p> <p>農場サーベイランス及びと畜場サーベイランスの2つに大別。</p> <p>・農場サーベイランス:2004年11月に策定された「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の3つのカテゴリーに区分。</p> <p>①ヘモフィルスソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛又は起立困難若しくは起立不能で原因が特定できない農場で検査された牛</p> <p>②神経症状以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡、又はとう汰されて農場で検査された牛、</p> <p>③それ以外の農場で検査された牛</p> <p>・と畜場サーベイランス:2001年10月に策定された「伝達性海綿状脳症検査実施要領」に基づき、以下の3つのカテゴリーに区分。</p> <p>①生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈した牛、</p> <p>②生後30か月齢以上の牛、</p> <p>③その他の牛</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																													
	カテゴリー別の年間母集団(2010年)	<p>・農場サーベイランス ①～③ 105,380頭 (農林水産省提供資料国内7)</p> <p>・と畜場サーベイランス ①5206頭 ② 454,032頭 ③ 757,238頭 (厚生労働省提出資料1-14)</p>																													
	サーベイランス計画の策定根拠	<p>1996年 :BSEを家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病に指定。BSEに関するサーベイランスを開始。原因が特定できない疾病の感染が疑われるとして家畜保健衛生所に搬入された死亡牛等を対象(1996年から2000年の間に年間約250頭を検査)。厚生労働省においては、1996年にと畜場法施行規則を改正し、TSEを検査対象疾病に追加</p> <p>2001年 4月:農林水産省:サーベイランスを強化するため、OIEの推奨に基づき、中枢神経症状を示した牛をその対象に追加(年間目標頭数を300頭)</p> <p>厚生労働省:高リスク牛のBSE検査を開始</p> <p>2001年 9月:1頭目のBSE患者確認</p> <p>2001年10月:農林水産省:「牛海綿状脳症検査対応マニュアル」を发出するとともに、サーベイランスの目標頭数を年間4,500頭に拡大した。</p> <p>厚生労働省:と畜場法に基づきと畜場でと畜解体されるすべての牛(全月齢)を対象としたBSE検査を開始。</p> <p>2003年 4月:牛海綿状脳症対策特別措置法において、24か月齢以上のすべての死亡牛に対して、死亡の届出とBSE検査の実施が義務づけられた。</p> <p>2004年11月:牛海綿状脳症検査対応マニュアルの見直しが行われ、農林水産大臣が定める「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」として、広く一般国民にも公表された。</p> <p>現在わが国において農場段階で実施されているBSE対策はこの防疫指針に基づいている。</p> <p>2005年 5月:我が国が実施しているBSE対策について、食品安全委員会の評価結果では、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21か月齢以上を検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。</p> <p>2005年 8月:厚生労働省は全頭検査体制を改め、BSE検査の対象となる牛の月齢を21か月齢以上とすることとした。</p> <p>20か月齢以下の牛のBSE検査は、自治体によって自主的に実施されており、現在も実質的に全頭検査体制は維持されている。</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																													
	サーベイランスの概要・成績	<p>1 患者の死体及び汚染物品の焼却等</p> <p>① 患者の死体の焼却、汚染物品の焼却等</p> <p>BSEの患者の死体の焼却、汚染物品の焼却等は、原則として当該患者の死体又は汚染物品が所在する都道府県の指示に基づき、当該患者又は汚染物品の所有者が行うものとする。当該都道府県は、積極的に当該所有者に協力するよう努めるとともに、必要がある場合には、自らがその全部又は一部を実施することとする。</p> <p>② 施設設備、器具機械の消毒等</p> <p>BSEの患者からの検体の採材施設又は死体の保管施設が所在する都道府県は、当該施設の管理者に対し、当該施設設備、器具機械の消毒等必要なまん延防止措置の実施について指示するものとする。</p> <p>③ と畜場の検査により確認された場合の措置</p> <p>と畜場における検査によりBSEの患者が確認された場合には、当該と畜場が所在する都道府県又は保健所設置市は、患者の所有者等に対し、患者のすべての部分を焼却するよう指示するとともに、と畜場の設置者又は管理者に対し、当該と畜場において特定部位に接触した、又はそのおそれのある施設設備及び器具機械について消毒措置等を実行するよう指示するものとする。また、当該患者の出荷元の調査に必要な情報等の提供並びに特定部位に接触しない施設設備及び器具機械の入念な洗浄消毒を行うよう指示するものとする。</p> <p>④ 焼却・消毒施設、個体識別体制の整備</p> <p>国及び都道府県は、患者若しくは汚染物品の所有者又は都道府県が行う焼却、消毒等に必要となる体制の整備、個体識別体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>2 発生農場等における同居牛の移動の制限及び飼養状況等の把握</p> <p>BSEの患者が飼養されていた農場が所在する都道府県は、当該農場における患者との同居牛について、移動の制限の指示を行うとともに、飼養状況、過去の同居牛の移動状況等の把握につき、必要に応じて、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て行うものとする。</p> <p>3 疑似患者の特定及びBSE検査・焼却処分の実施</p> <p>① 同居牛における疑似患者の特定・BSE検査</p> <p>BSEの患者が飼養されていた農場が所在する都道府県は、牛の飼養者から提供される個人情報等を活用し、患者との同居牛について疑似患者を特定し、順次、殺処分とBSE検査を行うとともに死体の焼却を確認するものとする。</p> <p>② 移動先農場における疑似患者の特定・BSE検査</p> <p>国は、患者が飼養されていた農場が所在する都道府県以外の都道府県に疑似患者が移動している場合には、患者が飼養されていた農場が所在する都道府県と連携して、移動先の都道府県に個人情報等の必要な情報を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた都道府県は当該情報に基づき、移動先農場及び疑似患者を特定し、順次、疑似患者の殺処分とBSE検査を行うとともに死体の焼却を確認するものとする。</p> <p>(牛海綿状脳症基本計画 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/b_soiho/pdf/kihon_keikaku.pdf)</p> <p>【農場】疑似患者は、患者と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患者と同居したことがあり、かつ、患者と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与履歴についての調査結果が得られない場合は、患者の生まれた農場(牛群)において、患者が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛等であり、疑似患者については、順次、殺処分を行いその死体は必ず焼却される。(牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針及び家畜伝染病予防法)。</p> <p>【と畜場】施設設備、機械器具等について、消毒措置等を実行する。保管している当該牛、めん羊及び山羊に由来する肉、内臓、血液(再利用するものに限る)、骨、皮、頭部、脚、尾部、分離した廃棄部位等を焼却する(厚生労働省提出資料1-1)。</p>																													
サーベイランスの成績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>通常と畜牛</th> <th>死亡牛</th> <th>不慮の事故によると畜牛</th> <th>臨床的に疑われる牛</th> <th>合計(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004</td> <td>1,248,011</td> <td>91,152</td> <td>15,816</td> <td>0</td> <td>1,354,979</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>1,215,811</td> <td>88,001</td> <td>14,685</td> <td>0</td> <td>1,318,497</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>1,202,932</td> <td>87,543</td> <td>13,809</td> <td>0</td> <td>1,304,284</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>1,213,122</td> <td>83,921</td> <td>13,143</td> <td>0</td> <td>1,310,186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(OIEサーベイランスカテゴリーに改変)</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>	年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計(頭)	2004	1,248,011	91,152	15,816	0	1,354,979	2005	1,215,811	88,001	14,685	0	1,318,497	2006	1,202,932	87,543	13,809	0	1,304,284	2007	1,213,122	83,921	13,143	0	1,310,186
年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計(頭)																										
2004	1,248,011	91,152	15,816	0	1,354,979																										
2005	1,215,811	88,001	14,685	0	1,318,497																										
2006	1,202,932	87,543	13,809	0	1,304,284																										
2007	1,213,122	83,921	13,143	0	1,310,186																										
検査手法	<p>試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法</p> <p>と畜検査申請書提出には、年齢については、月単位で記載し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に基づく牛個体識別台帳の写しや、必要に応じ牛登記証明書(社団法人全国牛登録協会発行)、血統登録証明書(社団法人日本ホルスタイン種登録協会発行)など当該牛の月齢が確認可能な書面を添付(厚生労働省提出資料1-1)。</p> <p>検査材料採取手法</p> <p>農場段階では、1996年4月から2001年10月までは、BSEを家畜伝染病予防法の対象とした際の行政通知、2001年10月には「牛海綿状脳症検査対応マニュアル」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/b_tuti/pdf/h141129.pdf)に基づき実施。2004年には本マニュアルの見直しが行われ、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が公表された。</p> <p>と畜場におけるBSE検査は、2001年10月に公表された伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき実施。いずれの段階でも、延髄を採取し検査することとなっている。</p> <p>(厚生労働省提出資料1-1)(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p> <p>検査手法(一次検査、確認検査)</p> <p>①農場段階における診断については、1996年4月～2001年10月までは、家畜伝染病予防法の対象とした際の行政通知に基づき、病理組織学的検査により実施。2001年10月には牛海綿状脳症検査対応マニュアルが策定され、一次検査としてELISA法を導入、確定診断法として病理組織学的検査に加えてWB及びIHCを導入。2004年に策定された防疫指針においては、WB及びIHCのいずれか1つが陽性であれば、BSE感染と確定診断されることとされた。</p> <p>農場における一次検査については、全国の家畜保健衛生所が実施しており、確定診断は動物衛生研究所が実施している。</p> <p>②と畜場におけるBSE検査は、2001年10月に公表された伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき実施されている。</p> <p>一次検査は食肉衛生検査所において、厚生労働省の実施する研修を受けた食肉衛生検査所のと畜検査員(公的獣医師)により、ELISA法を用いて実施。確定診断は国立感染症研究所、北海道大学又は帯広畜産大学において、WB及びIHCを実施。</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																														

サーベイランスによる検証	BSE認知プログラム・届出義務等	<p>BSE対策を確実に実施するため、家畜保健衛生所や食肉衛生検査所にフルタイムで勤務する公的な獣医師、民間の診療獣医師、牛の生産者等の関係者に対して、BSEに関する広範な研修・教育プログラムを継続的に実施している。</p> <p>1 BSE 確認プログラムに関与している人員数および職業(2008 年3 月31 日現在)</p> <p>①農場段階 家畜保健衛生所 全国 173か所 家畜防疫員(公的獣医師) 2,188人 診療獣医師等(民間) およそ 3,400人 我が国における牛飼養農家戸数 およそ 91千戸(乳用牛21千戸、肉用牛70千戸) 2010年現在 (農林水産省「畜産の動向」(http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/pdf/tikusan_doko.pdf))</p> <p>②と畜場段階 食肉衛生検査所 全国116か所と畜検査員(公的獣医師) 2,571人</p> <p>2 BSE 確認プログラムに用いられる資料の種類</p> <p>①農場段階 BSEの診断からの一連の防疫措置は、先に述べた防疫指針に基づき行われている。この防疫指針においては、BSEに特徴的な臨床症状、BSEサーベイランスの実施方法(確定診断機関、確定の手順等)、異常牛の発見通報から 病性決定までの措置、発生時の対応、感染源及び感染経路の究明に関して、統一的な対応方針が記述されている。このほか、危機管理体制の構築、試験研究機関との連携、情報の伝達、牛の個体識別情報の利用についても、対応方針が記述されている。</p> <p>②と畜場段階 と畜場において実施されているBSE検査は、「伝達性海綿状脳症検査実施要領」に基づき実施されている。本要領は、検査方法、診断基準等について定めている。</p> <p>③教育・研修に関するもの BSE対策の教材として、牛海綿状脳症の臨床症状を解説したビデオや、農業者に向けた冊子、ポスター等が配布されるとともに、地域での指導を担う家畜防疫員に対しては、動物衛生研究所において毎年約 100名を対象とした講習会を実施している。</p> <p>農林水産省は動物衛生研究所と連携して、農場段階での対策を実施する家畜保健衛生所の家畜防疫員を対象として、また、厚生労働省は国立感染症研究所と連携して、と畜場での BSE 検査を実施する食肉衛生検査所のと畜検査員に対して、それぞれ各種の研修を実施している。また、その教育プログラムについても、内容の充実や対象人数の拡大が図られている。</p> <p>また、各都道府県においては、家畜保健衛生所が、民間の診療獣医師、生産者等を対象として、研修会や実際の発生を想定した防疫演習を開催している。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>
	発生状況	症例数 各症例について

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ	2003年6月にBSEのまん延防止措置の的確な実施、国産牛肉に対する消費者の信頼の確保を目的として、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(法律第 72号 2003年 6月 11日)(以下、「牛トレーサビリティ法」という。)が制定された。法制化に先立ち、牛一頭毎に個体識別コードが印字された耳標を装着する、個体識別システムは 1997年に試験的に開始された。その後、2001年 9月の BSE発生を受け、10月より全頭を対象とした事業が開始され、2002年 6月までに国内全 13万戸、450万頭の牛への耳標の装着を完了した。同法においては、国内で飼養されている全ての牛を対象とし、生産者は 1頭毎に個体識別番号を付すとともに、独立行政法人家畜改良センターに対して、性別、品種、生年月日、飼養地などの生産履歴情報を報告することが義務づけられている。家畜改良センターでは、これらの情報をデータベースに記録、管理している。なお、個体毎の生産履歴情報は、インターネットで広く国民に対して公表されている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))
	と畜頭数	2010年度では、ホルスタイン種 雄 236,220頭、ホルスタイン種 雌 183,298頭、黒毛和種 雄 269,059頭、黒毛和種 雌 230,084 頭 等 総計 1,217,146頭 (厚生労働省平成24年2月24日付け追加提出資料1①)
各と畜処理の	と畜場の概要	2011年3月現在、牛のと殺を行っていると畜場数は151施設である。 (厚生労働省提出資料1-20)
	と畜前検査	生体検査では、すべての牛、めん羊及び山羊について、奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の結果とあわせて判断し、当該牛、めん羊及び山羊がTSEに罹患している疑いがあると判断した場合(家畜伝染病予防法第2条に規定する疑似患者に該当。)には、当該牛、めん羊及び山羊のとさつ又は解体により病毒(異常プリオンたん白質)を伝染させるおそれがあると認められるため、と畜場法第16条第1号の規定に基づきとさつ解体禁止の措置をとる。 (厚生労働省資料1-1)
	と畜場でのBSE検査	2001年 10月 18日より、と畜場法に基づきと畜場で処理されるすべての牛を対象として、と畜場における BSE検査を開始した。 2005年 5月、食品安全委員会において、我が国が実施している BSE対策の評価が行われた。この評価結果において、全頭検査を行った場合と21か月齢以上の牛を検査対象とした場合、いずれにおいても食肉のリスクは無視できるか非常に低いとされたことから、厚生労働省は 2005年 8月より全頭検査体制を改め、BSE検査の対象となる牛の月齢を 21か月齢以上とすることとした。 なお、現時点においても地方自治体の判断により、全ての地方自治体で、20か月齢以下の全ての牛についても、と畜場でのBSE検査が自主的に実施されている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html)) 毎年の検査頭数…約 120万頭程度 2001年 10月～2011年11月末の検査頭数… 12,449,550頭である。 このうち、22頭の BSE陽性牛が確認されている。 (厚生労働省提出資料1-14)
	スタンニング	2011年3月現在、牛のと殺を行っていると畜場数は151施設である。 スタンガン(と殺銃)を使用していると畜場数は143施設、うち弾の先が頭蓋腔内に入るものを使用しているのが142施設、入らないものを使用しているのが3施設である。 と畜用ハンマーを使用していると畜場数は16施設である。 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数は、0施設である。 その他が、2施設である。 (厚生労働省提出資料1-20)
	ピッシング	2009年 3月末で、と畜場 154施設全てで中止された。 (厚生労働省提出資料1-25)
	SRMの除去	2001年 10月 と畜場法施行規則を改正 すべての牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から 2メートルまでの部位)についてと畜解体時に除去、焼却することが義務付けられている。 2002年 6月に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法においても、同部位が特定部位として規定された。 と畜場における SRMの衛生的な取扱いについては、と畜解体時に除去され、と畜検査員(都道府県に所属する公的獣医師)が確認すること等を実施している。 衛生的に除去された特定部位は、これらにより食用肉等が汚染されることのないよう専用容器に収容し、と畜場内等での焼却が義務付けられている。 2005年 5月「BSE国内対策の見直しに関する食品健康影響評価」の結果においては、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切な SRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的に実施することはリスク回避に有効である。」とされたことから、厚生労働省では都道府県を通じて年 2回の実態調査を実施している。 具体的には、と畜場における BSE対策について、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、SRMの焼却方法、背割り後の脊髓の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて調査を実施している。この調査により SRMの処理等が適切に行われていることを確認している。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))
SSOP、HACCPに基づく管理	2010年、SRMに係るSSOPの作成については、作成済みが155施設、作成されていないのは0施設であった。また、155施設全てで、SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管していた。 (厚生労働省提出資料1-20)	
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	牛のせき柱の取り扱いについては、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(平成16年1月16日付け食安発第0116001号(http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/bukai/040116-1.html))及び「牛せき柱の脱骨時の注意事項について」(平成16年1月16日付け食安発第0116002号・食安監発第0116001号(http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/bukai/040116-2.html))に基づき、監視指導を実施しており、監視指導に当たり、食肉処理施設において、牛のせき柱とこれが付着した肉を骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法により食肉処理が行われている場合には、直ちに中止するよう指示し、併せて厚生労働省に連絡する。なお、2010年度では、280施設の監視指導を行ったが、この方法により食肉処理をおこなっている施設は無かった。 (厚生労働省 提出資料1-22)
	内臓	2001年10月にと畜場法施行規則を改正し、すべての牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位)についてと畜解体時に除去、焼却することが義務付けられた。また、2002年6月に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法においても、同部位が特定部位として規定された。と畜場におけるSRMの衛生的な取扱いについては、「と畜場法施行規則」(昭和28年9月28日厚生労働省令第44号)及び「食肉処理における特定危険部位管理要領」(平成13年10月17日食発第308号)に基づき、と畜解体時に除去され、それをと畜検査員(都道府県に所属する公的獣医師)が確認すること等を実施することとされている。 衛生的に除去された特定部位は、これらにより食用肉等が汚染されることのないよう専用容器に収容し、と畜場内等での焼却が義務付けられている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))
その他	日本向け輸出の付加的要件等	